

太田市敬老号補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市老人クラブ連合会（以下「連合会」という。）が、高齢者の生きがいつくり、仲間づくり及び健康増進を図るために実施する保養事業（以下「敬老号」という。）の円滑かつ効率的な実施を援助するために補助金を交付するものとし、その交付に関しては、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助金は、敬老号を実施する連合会に対して交付するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、敬老号の参加者1人当たり3,000円を限度とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の申請等)

第4条 連合会は、補助金の交付を受けようとするときは、規則に基づく手続を行わなければならない。

(補助金の経理)

第5条 連合会は、敬老号の実施に係る収入及び支出を他の経費と区分し、補助金の用途を明確にしておかなければならない。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。